

第1回盛岡地区新設高等学校統合検討委員会

日時 令和4年6月2日(木) 14:00～
会場 岩手県立不来方高等学校 第1会議室

次第

- 1 開会
- 2 岩手県教育委員会あいさつ
- 3 経過報告
- 4 統合検討委員の委嘱
- 5 委員長及び副委員長の選出
- 6 協議
 - (1) 盛岡地区新設高等学校統合検討委員会設置運営要綱(案)について
 - (2) 盛岡地区新設高等学校統合検討委員会の組織(案)について
 - (3) 統合検討委員会等に関するスケジュール(案)について
 - (4) 主な検討事項等(案)について
 - (5) 盛岡地区新設高等学校校名について
 - (6) その他
- 7 その他
- 8 閉会

第1回盛岡地区新設高等学校統合検討委員会 出席者名簿

1 検討委員会

番号	氏名	現職	備考
1	多田 英史	盛岡市教育委員会教育長	
2	和田 修	矢巾町教育委員会教育長	
3	石川 健	盛岡市立乙部中学校長	盛岡市中学校長会代表
4	伊藤 茂美	矢巾町立矢巾北中学校長	矢巾町中学校長会代表
5	工藤 昭敏	盛岡市立巻堀中学校 PTA 会長	盛岡市中学校 PTA 代表
6	女鹿 隆徳	矢巾町立矢巾中学校 PTA 副会長	矢巾町中学校 PTA 代表
7	菊地 伸一	岩手県立盛岡南高等学校同窓会長	
8	沢田 雅宏	岩手県立不来方高等学校同窓会長	
9	浅沼 盛一	岩手県立盛岡南高等学校 PTA 会長	
10	小岩 和人	岩手県立不来方高等学校 PTA 会長	
11	阿部 圭次	岩手県立盛岡南高等学校長	
12	清川 義彦	岩手県立不来方高等学校長	
13	川戸 英夫	岩手県立盛岡南高等学校副校長	
14	村山 薫美	岩手県立盛岡南高等学校副校長	
15	藤枝 修	岩手県立不来方高等学校副校長	
16	菊池 由美子	岩手県立不来方高等学校副校長	

2 教育委員会

番号	氏名	現職	備考
1	高橋 一佳	教育次長兼学校教育室長	
2	安齊 和男	学校教育室特命参事兼高校改革課長	
3	小野寺 一浩	学校教育室高校改革担当主任指導主事	
4	千葉 章浩	学校教育室高校改革担当主任指導主事	
5	中田 裕治	学校教育室高校改革担当主任指導主事	
6	村上 浩紀	学校教育室高校改革担当指導主事	
7	上路 孝志	学校教育室高校改革担当主査	

3 学校関係者

番号	氏名	現職	備考
1	田村 保	岩手県立不来方高等学校教諭	
2	岡田 伸一郎	岩手県立不来方高等学校教諭	

新高等学校統合検討委員会設置運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、新たな県立高等学校再編計画後期計画（以下「後期計画」という。）の統合校（後期計画により統合された後の高等学校をいう。）に関する諸課題とその対応策を検討するため、新高等学校統合検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置運営することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(検討委員会の設置)

第2 県教育委員会（以下「県教委」という。）は、関係各高等学校及び関係者と協議のうえ、統合校ごとに検討委員会を設置する。

(所掌事務)

第3 検討委員会は、高等学校の統合に関する諸課題とその対応策について検討する。

(組織)

第4 検討委員会の組織は、別表1を基本とする。

- 2 検討委員会は、関係各高等学校により組織する。
- 3 検討委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。
- 4 小委員会は、検討委員会の命を受けて、学校統合に係る諸課題及び教育内容に係る諸課題等について検討する。

(委員)

第5 検討委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

関係各高等学校の校長、副校長、PTA会長、同窓会長、市町村教育長（地区の教育長協議会代表等）、中学校長代表、中学校PTA代表等

- 2 小委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
関係各高等学校の副校長、事務長、事務職員、関係校務分掌主任等
- 3 小委員会の委員に必要に応じて次の者を加えることができる。
PTA副会長、同窓会副会長、中学校長、中学校PTA代表等

(委員の任期)

第6 第5に定める委員の任期は、検討が完了するまでとする。

(職の設置)

第7 検討委員会及び小委員会に次の職を置く。

- ① 委員長 1名
- ② 副委員長 1名
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(代理出席)

第8 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させ

ることができる。

- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

(委員の委嘱)

第9 検討委員会の委員は、関係各高等学校長の推薦により県教委教育長が委嘱する。

- 2 小委員会の委員は、検討委員会委員長が委嘱する。

(会議)

第10 会議は委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(検討チーム)

第11 検討委員会及び小委員会の検討の円滑化を図るため、関係高等学校ごとに検討チームを置く。

- 2 検討チームは、校長の命を受け個別、具体的な課題について検討する。
- 3 検討チームのメンバーは、次に掲げる者から校長が指名する。
副校長、事務長、事務職員、関係校務分掌主任等

(検討項目)

第12 検討項目は、別表2に掲げる項目を基本とする。

(県教委との関係)

第13 県教委事務局の職員は、検討委員会に出席し、必要に応じ指導助言を行う。

- 2 検討委員会は、検討結果を県教委に報告する。
- 3 県教委は、当該高等学校の整備に際し、検討委員会における検討結果を参考とする。

(事務局)

第14 検討委員会の事務局は、関係各高等学校のうちいずれかに置く。

- 2 検討委員会の庶務は、事務局において処理する。

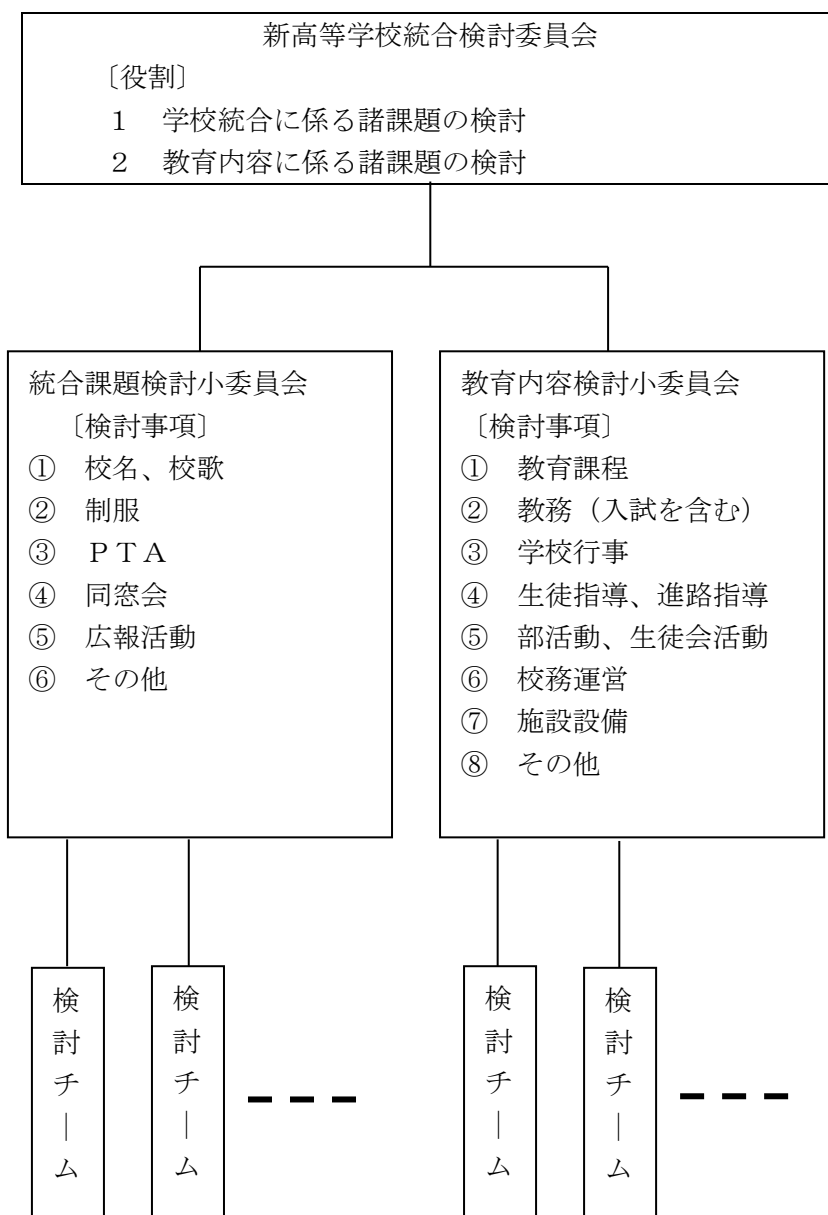
附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

別表 1



※ その他には、統合の内容により個別に検討すべき事項（校舎制の形態、設置学科の名称等）が含まれるもの。

別表 2

項目	検討事項
統合形態等	校舎制の形態、統合に向けたスケジュール等
校名変更等	校名の検討、教育目標、指導計画、校訓又は校是の検討
施設整備関係	校舎間の移動方法等の検討 統合により必要となる施設及び設備の検討
広報	統合再編、学科等の名称の周知等
入試	入試事務体制の整備 入学のしおり等の作成等
校務運営	校務分掌組織の検討、2校舎の運営体制の検討 職員会議、学年会等の開催形態、場所等
教務関係	学科等の名称の検討、学校案内等の作成、教育課程の編成 教科書・教材の決定、社会人講師の確保、教員の研修計画 教務内規の策定、卒業証明等の事務取扱い 指導要録・公簿等の管理、教務管理システムの導入等
進路指導	企業・大学・短大・専門学校への対応等
学校行事	年間行事計画、開・閉校式の準備 入学式、始業式、終業式、卒業式 生徒総会、文化祭、体育祭 修学旅行の形態、引率者、積立て金の取扱い 卒業式等の場所確保、運営方法の検討
生徒指導	校則、生徒指導方針等 校舎が離れていることによる生徒の掌握方法
生徒会活動等	生徒会規約の整備、活動の在り方 生徒会費の調整（各部の活動費、予算配分方法）等
部活動等	設置する部、顧問、活動場所、部室、部活運営 高体連、高文連、高野連等への加盟 生徒の移動方法等
農場運営	農場の規模、運営方法 統合、改編に伴う遊休地の活用方策等
図書館	運営方法 蔵書の整理等
関係組織	農業、工業、商業、水産、家庭クラブへの加盟検討等 PTA（規約、会費、予算執行諸規定の調整） 同窓会（規約、会費、予算執行諸規定の調整） 周年行事に関する検討等
授業形態	教員・生徒の移動方法等
事務	運営方法
その他	公印の作成・管理、校章・校旗の検討 校歌の制定（作詞、作曲、編曲）、制服の選考・決定 校医、歯科医等の人選等

◆委員長及び副委員長の選出

委員長 []

副委員長 []

◆協議事項

(1) 盛岡地区新設高等学校統合検討委員会設置運営要綱（案）について・・・ P 7

(2) 盛岡地区新設高等学校統合検討委員会の組織（案）について・・・ P 9

(3) 統合検討委員会等に関するスケジュール（案）について・・・ P 10

(4) 主な検討事項等（案）について・・・ P 11

(5) 盛岡地区新設高等学校校名について

(6) その他

盛岡地区新設高等学校統合検討委員会設置運営要綱（案）

（目的）

第1 この要綱は、「新たな県立高等学校再編計画後期計画」の統合に係る検討に向け県教育委員会（以下「県教委」という。）が定めた「新高等学校統合検討委員会設置運営要綱」に基づき、岩手県立盛岡南高等学校及び岩手県立不来方高等学校の統合に関する諸課題とその対応策を検討するため、盛岡地区新設高等学校統合検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（検討委員会の設置）

第2 県教委は、関係各高等学校および関係者と協議のうえ、検討委員会を設置する。

（所掌事務）

第3 検討委員会は、盛岡地区新設高等学校の統合に関する諸課題とその対応策について検討する。

（組織）

第4 検討委員会は、関係各高等学校及び関係機関等により組織する。

2 検討委員会に、小委員会を置く。

3 小委員会は、検討委員会の命を受けて、統合に係る諸課題及び教育内容に係る諸課題等について検討する。

（委員）

第5 検討委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

関係各高等学校の校長、副校長、P T A会長、同窓会長、市町村教育長、中学校長代表（地区の中学校長会代表等）、中学校P T A代表等

2 小委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

関係各高等学校の副校長、事務長、事務職員、関係校務分掌主任等（P T A副会長、同窓会副会長、中学校長、中学校P T A代表等）

（委員の任期）

第6 第5に定める委員の任期は、検討が完了するまでとする。

（職の設置）

第7 検討委員会及び小委員会に次の職を置く。

① 委員長 1名

② 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(代理出席)

- 第8 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。
- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

(委員の委嘱)

- 第9 検討委員会の委員は、関係各高等学校長の推薦により県教委教育長が委嘱する。
- 2 小委員会の委員は、検討委員会委員長が委嘱する。

(会議)

- 第10 会議は委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(検討チーム)

- 第11 検討委員会及び小委員会の検討の円滑化を図るため、関係各高等学校に検討チームを置く。
- 2 検討チームは、校長の命を受け個別、具体的な課題について検討する。
 - 3 検討チームの構成員は、次に掲げる者から校長が指名する。
副校長、事務長、事務職員、関係校務分掌主任等

(事務局)

- 第12 検討委員会の事務局は、岩手県立不来方高等学校に置く。
- 2 検討委員会の庶務は、事務局において処理する。

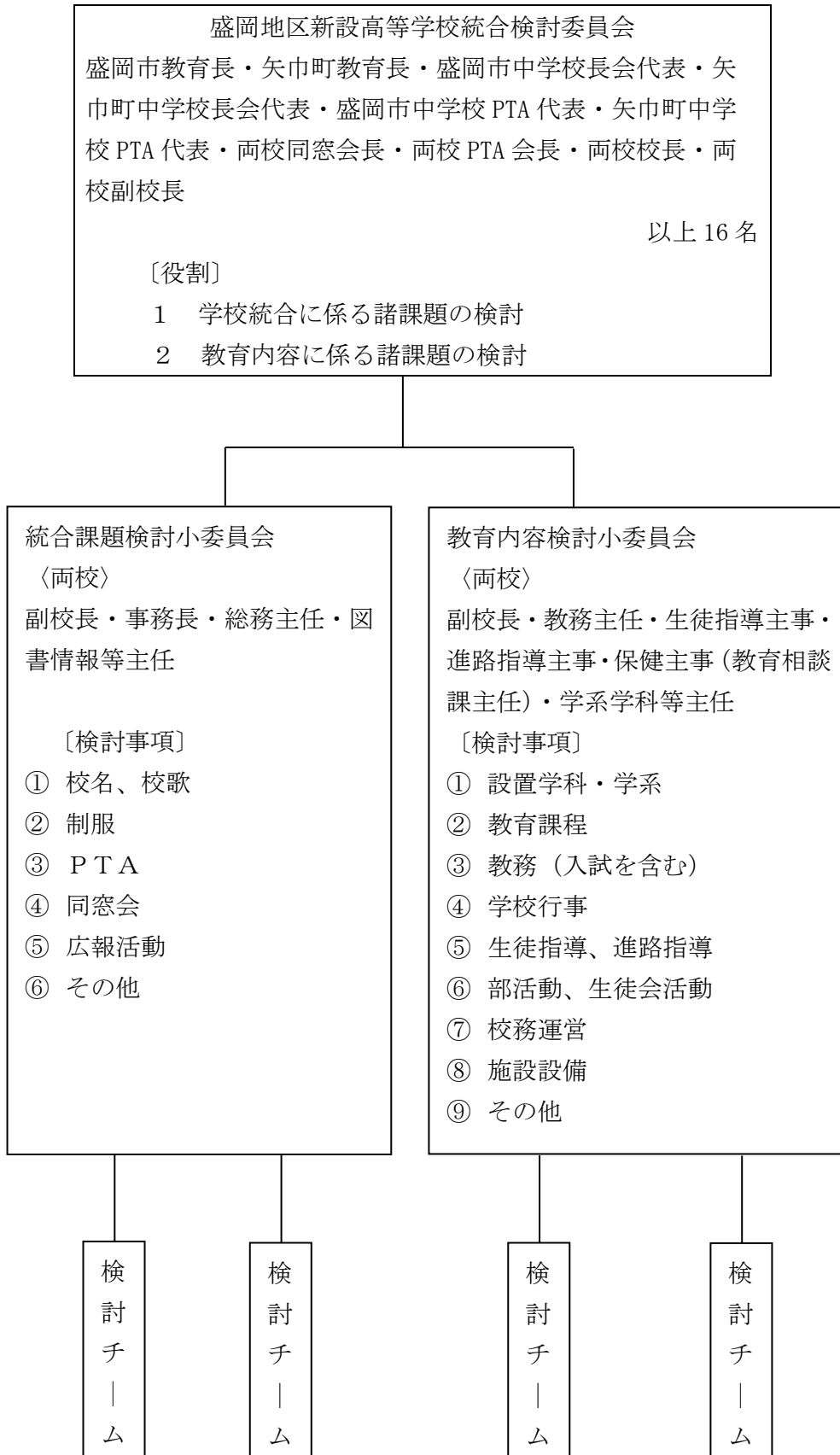
(補足)

- 第13 この要綱に定めるほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月2日から施行する。

盛岡地区新設高等学校統合検討委員会の組織（案）



統合検討委員会等に関するスケジュール（案）

回	開催時期	検討内容
第1回	令和4年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・統合検討委員会委員の委嘱 ・委員長、副委員長選出（統合検討委員会組織の確認） ・統合検討委員会設置運営要綱について ・統合までのスケジュール等の確認 ・校名(案)の決め方について① ・今後の検討事項について
第2回	令和4年 9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・校名(案)の決め方について② ・新設高等学校における学びの在り方の方向性について①(学校教育目標及びスクール・ポリシー等) ・設置学科・学系の種類、名称について①
第3回	令和4年 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・校名候補(案)の決定 ・新設高等学校における学びの在り方の方向性について②(学校教育目標及びスクール・ポリシー等) ・設置学科・学系の種類、名称について② ・設置学科名(案)及び設置学系の名称(案)の決定 ・校歌、校章、校訓、制服等について①(決め方)
第4回	令和5年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・校歌、校章、校訓、制服等について②(案の提示等) ・設置部活動について① ・その他
第5回	令和5年 5月	<ul style="list-style-type: none"> ・校歌、校章、校訓、制服等の決定 ・設置部活動について② ・細部の検討 ・その他
第6回 (予備)	令和5年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・細部の検討 ・その他(まとめ)

主な検討事項等（案）

項目	検討内容
統合形態等	統合に向けたスケジュール等
校名変更等	校名の検討、教育目標、指導計画、校訓又は校是の検討
施設整備関係	統合により必要となる施設及び設備の検討
広報	統合再編、学系等の名称の周知等
入試	入試事務体制の整備、入学のしおり等の作成等
校務運営	校務分掌組織の検討
教務関係	学系・学科等の名称の検討、学校案内等の作成、教育課程の編成、教科書・教材の決定、教員の研修計画、教務内規の策定、卒業証明等の事務取扱い、指導要録・公簿等の管理
進路指導	企業・大学・短大・専門学校への対応等
学校行事	年間行事計画、開・閉校式の準備、生徒総会、文化祭、体育祭、修学旅行の形態・引率者・積立て金の取扱い、卒業式等の場所確保や運営方法の検討
生徒指導	校則、生徒指導方針等
生徒会活動等	生徒会規約の整備、活動の在り方、生徒会費の調整（各部の活動費、予算配分方法）等
部活動等	設置する部、顧問、活動場所、部室、部活運営、高体連・高文連・高野連等への加盟等
図書館	運営方法、蔵書の整理等
関係組織	P T A（規約、会費、予算執行諸規定の調整）、同窓会（規約、会費、予算執行諸規定の調整）、周年行事に関する検討等
事務	運営方法、事務関係書類の整理
その他	公印の作成・管理、校章・校旗の検討、校歌の制定（作詞、作曲、編曲）、制服の選考・決定、校医、歯科医等の人選等

盛岡地区新設高等学校校名公募実施要項（案）

盛岡地区新設高等学校統合検討委員会

現在の岩手県立盛岡南高等学校と岩手県立不来方高等学校が統合し、令和7年4月から体育、芸術等の特色ある教育を実践する学校として生まれ変わります。

この新しい高等学校にふさわしい校名を募集しますので、岩手県立盛岡南高等学校又は岩手県立不来方高等学校ホームページの応募フォーム等から、下記の応募内容のとおりご応募ください。

なお、応募いただいた校名案は、統合検討委員会における検討の参考とさせていただきます。

記

- 1 公募期間 令和4年6月10日（金）～7月20日（水）
- 2 応募先 盛岡地区新設高等学校統合検討委員会事務局
- 3 応募方法 各高等学校ホームページの応募フォームに入力して応募してください
（郵送・ファックス・電子メールも可）。

盛岡南高校ホームページ <http://www2.iwate-ed.jp/mos-h/>

不来方高校ホームページ <http://www2.iwate-ed.jp/koz-h/>

- 4 問合せ先 盛岡地区新設高等学校統合検討委員会事務局
岩手県立不来方高等学校 菊池 由美子（副校長）
〒028-3615 岩手県紫波郡矢巾町南矢幅 9-1-1
電話 019-697-8247 F A X 019-697-8693
メールアドレス DB0031@pref.iwate.jp

5 応募内容

応募校名	理由

応募者

氏名 _____ 年齢 (_____)

住所 _____

記載していただいた個人情報は、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。取得した個人情報は管理責任者を定め、紛失や漏洩などが発生しないよう積極的な安全対策を実施いたします。